

山梨県人口減少対策戦略本部設置要綱

(設置)

第1条 本県における人口減少に関する対策を全庁的かつ戦略的に推進するため、山梨県人口減少対策戦略本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 本部は、本部会議及び幹事会をもって構成する。

(本部の構成)

第3条 本部に本部長、本部長代理及び副本部長を置く。

2 本部長は知事を、本部長代理は副知事を、副本部長は県民生活部長をもって充てる。

(本部会議)

第4条 本部会議は、次の事項を協議する。

- (1) 少子化対策に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 移住定住対策に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (3) 地域活性化に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (4) その他人口減少対策に関連する施策の総合調整に関すること。

2 本部会議の構成員は、別表第一に掲げる職にある者をもって充てる。

3 本部会議は、本部長が招集し、総理する。

(幹事会)

第5条 幹事会は、次の事項を所掌する。

- (1) 本部会議から指示された事項の調査・検討に関すること。
- (2) 各部局間の関連施策の調整・推進に関すること。

2 幹事会の構成員は、別表第二に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事会に幹事長を置き、県民生活部次長をもって充てる。

4 幹事会は、協議すべき事項に関係する構成員を幹事長が招集し、掌理する。

5 幹事長は、必要と認めるときは、構成員以外の者に対し幹事会への出席を求めることができる。

(専門部会等)

第6条 特別の事項又は専門的な事項を調査・検討又は実施するため、幹事会に専門部会又は連絡会議を置くことができる。

2 専門部会又は連絡会議の構成員、職務その他必要な事項は、副本部長が定める。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、県民生活部地域創生・人口対策課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、副本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月12日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第一（本部会議）

本部長	知事
本部長代理	副知事
副本部長	県民生活部長
本部員	知事政策局長
	スポーツ振興局長
	リニア交通局長
	総務部長
	防災局長
	福祉保健部長
	子育て支援局長
	森林環境部長
	産業労働部長
	観光文化部長
	農政部長
	県土整備部長
	会計管理者
	林務長
	公営企業管理者
	教育長
警察本部長	

別表第二（幹事会）

幹事長	県民生活部次長	
幹事	知事政策局	政策参事
	スポーツ振興局	オリンピック・パラリンピック推進課長
	県民生活部	地域創生・人口対策課長
	リニア交通局	リニア推進課長
	総務部	人事課長
	防災局	防災危機管理課長
	福祉保健部	福祉保健総務課長
	子育て支援局	子育て政策課長
	森林環境部	森林環境総務課長
	産業労働部	産業政策課長
	観光文化部	観光文化政策課長
	農政部	農政総務課長
	県土整備部	県土整備総務課長
	出納局	会計課長
	企業局	総務課長
	教育委員会	総務課長
警察本部	警務課長	